

○官庁営繕部所掌に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて

平成10年12月10日	建設省営管発第447号、建設省営建発第68号
平成21年12月24日	国営管第270号、国営整第181号
平成25年10月1日	国営管第257号、国営整第129号
平成26年7月11日	国営管第166号、国営整第85号
令和3年5月10日	国営管第86号、国営整第20号
令和3年6月30日	国営管第195号、国営整第49号
令和5年12月27日	国営管第376号、国営整第157号
最終改正 令和6年5月9日	国営管第52号、国営整第16号

大臣官房官庁営繕部管理課長	大臣官房官庁営繕部管理課長	
大臣官房官庁営繕部整備課長	大臣官房官庁営繕部計画課長	
	大臣官房官庁営繕部整備課長	あて
	大臣官房官庁営繕部設備・環境課長	

官庁営繕部が所掌する営繕事業に係る建設コンサルタント業務等（「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管発第383号。以下「選定要領」という。）第3各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）における共同設計方式の取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

記

1 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

- (1) 公募型プロポーザル方式（「官庁営繕部所掌に係る公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省営管発第417号、建設省営建発第34号）の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式（「官庁営繕部所掌に係る簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省営管発第533号、建設省営建発第103号）の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (3) 総合評価落札方式（「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成20年11月7日国営管第337号）の総合評価落札方式をいう。以下同じ。）

2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（選定要領第3の業種区分をいう。）の有資格業者（選定要領第6第2号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。）の組合せとするものとする。

したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

3 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙1のとおりとする。

4 資格審査

(1) 支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント業務等の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。

(2) 官庁営繕部長は、(1)の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。

- 一 業務名、業務内容、履行期限
- 二 資格審査申請書の受付期間及び提出方法
- 三 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件
- 四 認定資格の有効期間
- 五 その他官庁営繕部長が必要と認める事項

(3) (2)の公示は、別紙2の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

(4) 官庁営繕部長は、資格認定の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書（様式1）を提出させるものとする。

競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。

(5) 官庁営繕部長は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定する。

認定の結果については、競争参加資格認定通知書（様式2又は様式3）により通知するものとする。

(6) (5) による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

- 5 一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書
一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

6 契約書

- (1) 契約書における受注者の表示

5に同じ。

- (2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

業務委託料欄の記載は、次のとおりとする。

- 一 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

- 二 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円

（注） 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税事業者の分担業務額に10/110を乗じて得た額である。

- 三 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

- (3) 契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

- 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」
二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

7 設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月10日付け建設省営管発第65号、建設省営計発第23号）を準用する。

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	⑩
〇〇株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	⑩
〇〇株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	⑩

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部における〇〇業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

【異なる業種区分の設計共同体を認める場合には、「国土交通省大臣官房官庁営繕部における〇〇業務又は〇〇業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。また、各構成員が〇〇設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。」と記載する。】

- ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 令和〇年〇月〇日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「官庁営繕部所掌に係る建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時【競争入札の場合は、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時）】までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（建設コンサルタント業務等）」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「〇〇〇〇基本設計△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、

設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型（簡易公募型）プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（令和〇年〇月〇日付け支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。【(2)は、競争入札の場合においては不要。】

(様式 1)

競争参加資格審査申請書 (建設コンサルタント業務等)

貴部局で行われる 業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 殿

共同体名

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名 :

電 話 :

電子メール :

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

記載要領

登録事業名の記入にあたっては、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等)の⑰の登録事業に限るものとする。

(様 式 2)

競 争 参 加 資 格 認 定 通 知 書
(建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等)

業 務 名

郵 便 番 号

住 所

宛 名

代 表 者

殿

業 者 コ ー ド

受 付 番 号

令 和 年 月 日

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 長

さきに審査申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

業 務 区 分	業 種 区 分
	〇 〇 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等

有 効 期 限 認 定 の 日 か ら 当 該 業 務 が 完 了 す る 日
ま で と す る 。 た だ し 、 当 該 業 務 に 係 る
契 約 の 相 手 方 以 外 の 者 に あ っ て は 、 当
該 業 務 に 係 る 契 約 が 締 結 さ れ る 日 ま で
と す る 。

な お 、 こ の 通 知 書 受 領 後 に 競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書
(建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等) の 記 載 事 項 又 は 営 業 所
の 変 更 が あ っ た 場 合 若 し く は 合 併 、 破 産 、 廃 業 等 が あ
っ た と き は 、 速 や か に 届 け 出 て 下 さ い 。

(様 式 3)

(表)

縦 14.8センチメートル
横 10センチメートル

郵便はがき	
	-
住所	
商号又は名称	
代表者	殿
年 月 日	
住 所	
大臣官房官庁営繕部長	
受付番号	

(裏)

競争参加資格認定通知書 (建設コンサルタント業務等)			
業務名			
さきに審査申請のあった標記の資格について 次の業種区分については資格がないと認定した ので、通知します。			
<table border="1"><tr><td>業 種 区 分</td></tr><tr><td> </td></tr></table>		業 種 区 分	
業 種 区 分			